

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		敷地売却の組合設立認可
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律第120条
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第57条及び第58条第1項 未設定（前例事務処理がないため）
	基準 （未設定の場合はその理由）	
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	未設定（前例事務処理がないため）
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）